

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和2年1月)

## 【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
  2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
  3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
  4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
  5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
  6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名 \_\_\_\_\_

記入者氏名 \_\_\_\_\_

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から19までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入  
しなさい。

1. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業ではない。

(道路運送法第2条) ( × )

2. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

(道路運送法第3条) ( × )

3. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。

(道路運送法第7条) ( × )

4. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告する必要がある。

(道路運送法第9条の2) ( × )

5. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(道路運送法第10条) ( ○ )

6. 事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。

(道路運送法第14条) ( × )

7. 一般貸切旅客自動車運送事業の営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。

(道路運送法第15条) ( × )

8. 事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。

(道路運送法第21条) ( ○ )

9. 事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

(道路運送法第22条の2) ( ○ )

10. 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(道路運送法第30条) ( ○ )

11. 事業者は、事前に届出を行えばその名義を他人に利用させてもよい。

(道路運送法第33条) ( × )

12. 事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第38条) ( × )

13. 事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から1年間保存しなければならない。

(運輸規則第7条の2) ( ○ )

14. 事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客の運送の継続や出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければならない。

(運輸規則第18条) ( ○ )

15. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(運輸規則第21条) ( ○ )

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を6月間保存しなければならない。

(運輸規則第25条) ( × )

17. 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。

(運輸規則第28条) ( × )

18. 旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

(運輸規則第36条) ( ○ )

19. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。

(運輸規則第42条) ( × )

II. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び（ ）内に記号を記入しなさい。

20. 道路運送法の目的は道路運送の（ア）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。

（道路運送法第1条）

ア. 利用者 イ. 事業者 ウ. 申請者

21. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、（ウ）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

（道路運送法第16条）

ア. 運行管理規程 イ. 就業規則 ウ. 事業計画

22. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ア）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。

（道路運送法第20条）

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

23. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（イ）結果を生ずる競争をしてはならない。

（道路運送法第30条）

ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する

24. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（イ）を受けなければ、その効力を生じない。

（道路運送法第36条）

ア. 許可 イ. 認可 ウ. 承認

25. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ウ）を図ることを目的とする。

（運輸規則第1条）

ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便

26. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し対面により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び（イ）について報告を求めなければならない。

（運輸規則第24条）

ア. 運賃収入 イ. 運行の状況 ウ. 健康状態

27. 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（ア）保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

（運輸規則第24条）

ア. 常時有効に イ. 運行管理者が ウ. 乗務員が

28. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、（エ）及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

（運輸規則第26条）

ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離

29. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等の記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ウ）保存しなければならない。

（運輸規則第26条の2）

ア. 六ヶ月間 イ. 一年間 ウ. 三年間

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ウ）に運行指示書を作成する。

（運輸規則第28条の2）

ア. 運転者ごとに イ. 車両ごと ウ. 運行ごと

31. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の（イ）を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかななければならない。

（運輸規則第37条）

ア. 履歴書 イ. 乗務員台帳 ウ. 乗務員証

32. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ウ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。

（運輸規則第45条）

ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法

33. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（イ）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

（運輸規則第68条）

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

Ⅲ. 事業者は、苦情の申し出を受け付けた場合には、法令で定められた必要な事項を営業所ごとに記録し、かつ、一年間保存しなければなりません。その法令で定められた必要な事項を下記から選び、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。

(運輸規則第3条)

- |               |       |
|---------------|-------|
| ①苦情に対する弁明の内容  | ( ○ ) |
| ②改善措置         | ( ○ ) |
| ③苦情処理を行った営業所名 | ( × ) |
| ④管轄運輸支局への連絡状況 | ( × ) |

Ⅳ. 次の法令の ( ) にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後 ( エ ) 以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が ( ク ) で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により ( キ ) しなければならない。

(運輸規則第47条の7)

ア. 15日	イ. 30日	ウ. 60日	エ. 100日	オ. 1年
カ. 法	キ. 公表	ク. 告示	ケ. 通達	コ. 命令
サ. 省令	シ. 報告	ス. 指導	セ. 届出	ソ. 回答